

東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店募集要項

	3北福推第2170号
	令和3年8月8日健康福祉部長専決
改正	3北福推第4060号
	令和4年3月22日健康福祉部長専決
改正	5北康推第1994号
	令和5年6月29日健康部長専決
改正	5北康推第3498号
	令和5年11月29日健康部長専決
改正	6北康健第1119号
	令和6年4月12日健康部長専決

1 募集の趣旨

北区（以下「区」といいます。）では、運動習慣が少ない働き盛り世代等の健康づくりの意識を高めるため、スマートフォン歩数計アプリ「あるきた」を活用した「東京都北区あるきたポイント事業」（以下「本事業」といいます。）を実施しています。

令和4年6月からアプリ内で付与する「あるきた特典カード」において、多様かつ魅力的な特典を提供することで、利用者の健康に関心を持つ「きっかけ」とするとともに健康を意識した行動が習慣化するための「継続支援」を行うため、特典の提供に協力いただける店舗（以下「あるきた特典カード協力店」といいます。）を募集します。

2 本事業の概要

本事業の概要は次のとおりです。

- (1) 事業の実施主体は区です。アプリの運営は、北区からフェリカポケットマーケティング株式会社（以下「アプリ運営事業者」といいます。）へ委託して実施しています。
- (2) 「あるきた」アプリでは、ポイント獲得期間に、歩数や健康に関する記録、健康関連イベントへの参加等のポイント対象活動に応じて、利用者へあるきたポイントを付与します。
- (3) 利用者へのインセンティブとして、貯めたポイント数に応じてアプリ内であるきた特典カードを付与する制度を令和4年6月から開始しました。
- (4) あるきた特典カードを活用することができる利用者（以下「特典カード活用者」といいます。）は、18歳以上の方です。

3 あるきた特典カード協力店の登録

健康づくりに資する協力店を募集します。あるきた特典カード協力店の登録については、次のとおりです。

- (1) あるきた特典カード協力店は、法人その他の団体又は事業を行う個人（以下「事

業者」といいます。)が区内に有する店舗を登録するものとします。

(2) 以下のいずれかに該当する事業者は、あるきた特典カード協力店の登録をすることができません。

ア 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

イ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者

ウ 健康増進のイメージを著しく阻害するおそれのある者

エ その他区が適当でないと認めた者

(3) 以下のいずれかに該当する店舗は、登録対象から除外します。

ア 特定の宗教・政治団体と関わる者又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う店舗

イ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者

ウ 健康増進のイメージを著しく阻害するおそれのある店舗

エ その他区が適当でないと認めた店舗

4 あるきた特典カード協力店のメリット

事業者は、あるきた特典カード協力店として店舗を登録することで、次のようなメリットがあると考えています。

(1) アプリや北区公式ホームページ等において、あるきた特典カード協力店として紹介します。区民等の健康づくりを応援する店舗として、イメージアップにつながります。

(2) アプリ内のあるきた特典カード協力店WEB検索フォーム(地図機能付き)に、店舗情報を掲載します。利用者等の来店による新たな顧客開拓につながります。

5 募集期間

随時募集

6 特典内容の登録

協力いただく特典内容は、以下のとおりとします。

(1) 利用者が、アプリ画面上のあるきた特典カードを提示することにより受けられる特典の内容は、あるきた特典カード協力店がご協力いただける範囲で自由に設定し、費用を負担するものとします(割引、おまけ・景品、購入商品の無料配送等)。

※「おまけ・景品」の場合には、総付景品規制が適用されますのでご注意ください。

取引の価額	景品類の最高額
1,000 円未満	200 円
1,000 円以上	取引の価額の 10 分の 2

(参考) 消費者庁HP https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/faq/premium/

(2) 以下のいずれかに該当するものは、特典として登録できません。

- ア 健康増進のイメージを著しく阻害するおそれのあるもの（例：アルコール飲料）
- イ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の法令や条例に違反するもの
- ウ 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
- エ 公序良俗に反するものその他区が当事業の趣旨にそぐわないと判断したものの

7 あるきた特典カードの利用方法

あるきた特典カードの利用方法は、以下のとおりです。

- (1) 当該年度のあるきたポイントが300ポイントに達した利用者には、あるきた特典カードの利用者情報入力画面が表示されます。
- (2) あるきた特典カードの利用を希望する利用者は、利用者情報入力画面に必要事項（氏名、生年月、属性、郵便番号、住所、電話番号）を入力します。
- (3) アプリ運営事業者は、特典カード活用者であることを確認のうえ、アプリ上であるきた特典カードを付与します。

なお、あるきた特典カードの有効期限は、あるきた特典カードを付与した年度の末日（3月31日）とし、有効期限経過後にはあるきた特典カードは非表示となります。

- (4) 利用者は、あるきた特典カード協力店において、アプリ上のあるきた特典カード画面を提示することで、特典（サービス）の提供を受けることができます。

なお、あるきた特典カード活用者はあるきた特典カードを応募した本人のみとし、画面提示以外の方法（印刷物の提示など）では特典を受けることができないものとします。

8 あるきた特典カード協力店の手続等

あるきた特典カード協力店の手続等は、以下のとおりとします。

- (1) 申込方法

あるきた特典カード協力店に登録しようとするときは、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

- ア 「東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録申込書」（別記第1-1号様式。以下「申込書」といいます。）を、郵送、FAX又はEメール

のいずれかの方法でアプリ運営事業者を経由して区へ提出してください。
なお、北区ホームページの申込フォームから店舗ごとにお申し込みいただくこともできます。

- イ チェーンストア等（日本チェーンストア協会に加盟する企業等）であり、複数の店舗の登録を希望する場合には、申込書に「東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録申込書（店舗追加分）」（別記第1-2号様式）を添えて、郵送、FAX又はEメールのいずれかの方法でアプリ運営事業者を経由して区へ提出してください。（申込フォームでは、複数の店舗を一括でお申し込みいただくことはできません。）

（2）申込の登録

区は、申込書の提出（申込フォームからの登録申込を含む。）を受けたときは、速やかに内容を確認後、「東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録通知」（別記第2-1号様式）又は「東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録拒否通知」（別記第2-2号様式）を交付するものとします。

（3）あるきた特典カード協力店ステッカー及び卓上POP

アプリ運営事業者は、登録したあるきた特典カード協力店に対し、特典の提供開始前に、あるきた特典カード協力店ステッカー及び卓上POPを送付します。

9 申込内容の変更の手続等

申込内容の変更の手続等は、以下のとおりとします。

（1）申込内容の変更

- ア 申込内容を変更しようとするときは、「東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録内容変更届」（別記第3号様式。以下「変更届」といいます。）をアプリ運営事業者を経由して区へ提出してください。
- イ 店舗の名称、業種（及び「その他」の業種）、検索ジャンル、所在地（郵便番号・住所）、電話番号、FAX番号、Eメール、店舗等HP、営業時間、定休日並びに店舗紹介文の変更については、変更内容が決定後速やかに変更届を提出してください。
- ウ 特典の内容、特典の対象者、特典提供開始時期及び店舗写真データの変更については、その1か月前までに、変更届を提出してください。
- エ 店舗写真データの変更は、変更届を提出後速やかに店舗名とともに写真データをアプリ運営事業者へメールで送信ください。

[写真データ送信アドレス]kita_kenkopoint@felicapocketmk.co.jp

（2）変更届の受理

区は、変更届の提出を受けたときは、内容を確認後、速やかに「東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録内容変更届受理通知」（別記第4号様式。以下「変更届受理通知」といいます。）を交付するとともに、アプリ等の掲載内容を変更します。

10 申込内容の辞退の手續等

申込内容の辞退の手續等は、以下のとおりとします。

(1) 申込内容の辞退

あるきた特典カード協力店の登録を辞退しようとするときは、その1か月前までに、「東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録辞退届」(別記第5号様式。以下「辞退届」といいます。)をアプリ運営事業者を經由して区へ提出してください。

(2) 辞退届の受理

区は、辞退届の提出を受けたときは、内容を確認後、速やかに「東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録辞退届受理通知」(別記第6号様式)を交付するとともに、アプリ等の掲載内容を削除します。

11 登録の取消

以下のいずれかに該当する場合は、区は「東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録取消通知」(別記第7号様式)を交付し、あるきた特典カード協力店又は特典内容の登録を取り消すものとします。

(1) 事業者又は事業者が登録する店舗が、以下のいずれかに該当する場合は、あるきた特典カード協力店の登録を取り消します。

ア この要項に反する行為があったと認められる場合

イ 本事業の社会的信用を損なうおそれがあるなど、あるきた特典カード協力店として不適切と認められる場合

ウ その他区が登録を取り消すことが必要と認める場合

(2) 特典内容が、以下のいずれかに該当するものは、特典内容の登録を取り消します。

ア 特典内容の登録後、「6 特典内容の登録(2)」のいずれかに該当すると認められる場合

イ その他区が登録を取り消すことが必要と認める場合

12 あるきた特典カード協力店ステッカー及び卓上POPの設置及び取扱い

ステッカー及び卓上POPの設置及び取扱いについては、次のとおりです。

(1) あるきた特典カード協力店は、送付されたステッカー及び卓上POPをあるきた特典カードの利用者が見やすい場所に掲示してください。

(2) 提供する特典の内容を記載している場合であって、当該特典の内容を変更するときは、変更届受理通知とともに送付されるステッカー及び卓上POPに変更後の特典内容を速やかに記載して掲示してください。

(3) あるきた特典カード協力店の登録を辞退する場合は、辞退日以降、ステッカー及び卓上POPを掲示してはいけません。

13 その他

この要項に規定されていない事項等に関しては、区と別途協議を行い設定します。

【申込書類提出先】

メール：kita_kenkopoint@felicapocketmk.co.jp

FAX：03-6801-8452

郵送：〒113-0033

東京都文京区本郷一丁目 10 番 9 号 住友不動産壹岐坂ビル 4 階
フェリカポケットマーケティング株式会社
あるきた運営事務局

【申込フォーム】

〈URL〉

<http://www.city.kita.tokyo.jp/k-suishin/kenko/kenko/kenko-yobo/tokutencardkyoryokuten-moshikomi.html>

〈QR コード〉

**【問合せ先】**

あるきた運営事務局

電話：0570-077-122 平日 9 時-18 時（12/29～1/3 を除く）

FAX：03-6452-8801

北区健康部健康政策課健康増進係

電話：03-3908-9068 平日 8 時 30 分-17 時（土日祝日、年末年始を除く）

申込店舗情報 (詳細)	店舗の名称	①		
	所在地	〒		
	電話番号		FAX番号	
	Eメール			
	店舗等HP			
	営業時間	時	分～	時 分
	定休日			
店舗紹介文 (220字以内) ※景品協賛事業者にもご登録いただいている場合には、 □に☑し、記入を省略ください。	<input type="checkbox"/> 景品協賛事業者にも登録しているため、記入を省略します。			
特典の内容	特典の内容	※特典カードの提示により提供いただく特典(サービス)の内容を詳細に記載してください。		
	特典の対象者			
	特典提供開始時期	令和 年 月～	※令和4年6月からあるきた特典カードの付与を開始します。	
店舗写真データ	※アプリ内のWEB検索フォーム等に掲載する店舗の写真データを <u>店舗名とともに下記メールアドレスに送信ください。</u> kita_kenkopoint@felicapocketmk.co.jp			

※申込書に記載いただいた内容は、担当者等の内容以外アプリ等にて公開させていただきます。

第1 - 2号様式

東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録申込書（店舗追加分）

※1 他の店舗と同様の内容にする場合、○に同様の内容としたい店舗番号を記入し、□に☑して記入を省略ください。

※2 店舗数に応じて、必要な枚数にご記入のうえご提出ください。

申込店舗情報 (詳細)	店舗の名称	○ ※○内に「店舗名称一覧」と同様の店舗番号を記入ください。		
	所在地	〒		
	電話番号		FAX番号	
	Eメール	□○の店舗と同様のEメールにするため、記入を省略します。※1		
	店舗等HP	□○の店舗と同様の店舗HPにするため、記入を省略します。※1		
	営業時間	□○の店舗と同様の営業時間にするため、記入を省略します。※1 時 分～ 時 分		
	定休日	□○の店舗と同様の定休日にするため、記入を省略します。※1		
	店舗紹介文 (220字以内)	□○の店舗と同様の店舗紹介文にするため、記入を省略します。※1		
特典の内容	特典の内容	□○の店舗と同様の特典内容にするため、記入を省略します。※1		
	特典の対象者	□○の店舗と同様の特典対象者にするため、記入を省略します。※1		
	特典提供開始時期	□○の店舗と同様の開始時期にするため、記入を省略します。※1 令和 年 月～		
店舗写真データ	※アプリ内のWEB検索フォーム等に掲載する店舗の写真データを 店舗名とともに下記メールアドレスに送信ください。 kita_kenkopoint@felicapocketmk.co.jp			

様

東京都北区長



東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録通知

この度は、東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。以下のとおりあるきた特典カード協力店として登録しましたので通知します。

記

あるきた特典カード協力店	店舗の名称	①
	業種	
	検索ジャンル	
	所在地	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール	
	店舗等HP	
	営業時間	
	定休日	
特典	特典の内容	
	特典の対象者	
	特典提供開始日	令和 年 月 日

※募集要項「11 登録の取消」のとおり、あるきた特典カード協力店の登録を取り消す場合がありますのでご了承ください。

あるきた特典カード協力店	店舗の名称	○
	業種	
	検索ジャンル	
	所在地	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール	
	店舗等HP	
	営業時間	
	定休日	
特典	特典の内容	
	特典の対象者	
	特典提供開始日	令和 年 月 日

あるきた特典カード協力店	店舗の名称	○
	業種	
	検索ジャンル	
	所在地	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメール	
	店舗等HP	
	営業時間	
	定休日	
特典	特典の内容	
	特典の対象者	
	特典提供開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日
第 号

様

東京都北区長



東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録拒否通知

令和 年 月 日付東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録申込書について、募集要項「3 あるきた特典カード協力店の登録」及び「6 特典内容の登録」に基づき、下記の理由によりあるきた特典カード協力店として登録することができないため通知します。

記

1 登録拒否理由

2 登録拒否内容

届出日 令和 年 月 日

東京都北区長宛て

事業者名.....
 所在地.....
 代表者名.....
 担当者名.....
 担当者連絡先.....

東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録内容変更届

東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店として登録を受けていますが、以下のとおり登録内容の変更を届け出ます。

登録済の店舗の名称	
所在地	〒
変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更年月日	令和 年 月 日

※店舗の名称、業種（及び「その他」の業種）、検索ジャンル、所在地（郵便番号・住所）、電話番号、FAX番号、Eメール、店舗等HP、営業時間、定休日並びに店舗紹介文の変更については、変更内容が決定後速やかに変更届を提出してください。

※特典の内容、特典の対象者、特典提供開始時期及び店舗写真データの変更については、その1か月前までに、変更届を提出してください。

※店舗写真データの変更については、変更届の提出後速やかに下記メールアドレスへ事業者名とともに送信ください。

[写真データ送信アドレス]kita_kenkopoint@felicapocketmk.co.jp

第4号様式

令和 年 月 日
第 号

様

東京都北区長



東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録内容変更届受理通知

令和 年 月 日付けで届出のあった東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録内容変更届について、以下のとおり受理しましたので通知します。

店舗の名称	
所在地	〒
変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更年月日	令和 年 月 日
備考	

第5号様式

届出日 令和 年 月 日

東京都北区長宛て

事業者名.....
所在地.....
代表者名.....
担当者名.....
担当者連絡先.....

東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録辞退届

東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店として登録を受けていますが、以下のとおり登録の辞退を届け出ます。

登録済の 店舗の名称	
所在地	〒
辞退理由	
辞退年月日	令和 年 月 日

※1か月前までの届出をお願いします。

第6号様式

令和 年 月 日
第 号

様

東京都北区長



東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録辞退届受理通知

令和 年 月 日付で届出のあった東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録辞退届について、以下のとおり受理しましたので通知します。

店舗の名称	
所在地	〒
辞退理由	
辞退年月日	令和 年 月 日

※あるきた特典カード協力店の登録辞退日以降、ステッカー及び卓上POPを掲示しないでください。

第7号様式

令和 年 月 日
第 号

様

東京都北区長



東京都北区あるきたポイント事業特典カード協力店登録取消通知

募集要項「1.1 登録の取消」に基づき、以下のとおり登録を取り消しましたので通知します。

店舗の名称	
所在地	〒
取消理由	
取消内容	
取消年月日	令和 年 月 日

※あるきた特典カード協力店の登録取消日以降、ステッカー及び卓上POPを掲示しないでください。